

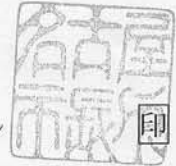
行 政 文 書 公 開 決 定 通 知 書

22 財 資 第85号
平成23年1月6日

名古屋市民オンブズマン
代 表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年12月24日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市
情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたの
で通知します。

行政文書の名称	三菱東京UFJ銀行引受にかかる平成17年度借入申込について		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成23年 / 月 11 日 午前 9 時 午後	
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ 財政局財政部資金課 TEL 052-972-2309		

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:972-3153 (直通) FAX:972-4127

(案1)

18財資第24号
平成18年5月29日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
代表取締役頭取 畔柳 信雄 様

名古屋市
名古屋市長 松原 武久

名古屋市平成17年度一般公共事業債の借入申込について

平成17年度一般公共事業費について、下記のとおり貴行資金を借入いたしたく申し込みますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 借入金額 金1,441,000,000円
- 2 借入事業 平成17年度一般公共事業
- 3 借入日 平成18年5月31日
- 4 借入方法 証書借入
- 5 借入条件
 - (1) 利 率 初回 年 1.825%
ただし、利率の定めは平成18年5月29日特約書第2条に基づく。
 - (2) 償還期限 10年（うち3年据置）
 - (3) 償還方法 償還年次表によるものとし、繰上償還については行わないものとする。元利払日は、毎年5月31日とし、初回利払日は平成19年5月31日、最終元利払日は平成28年5月31日とする。支払日が銀行休業日にあたる時は、その前日とする。

元利金償還年次表

使 途: 平成17年度一般公共事業債

借入総額: 1,441百万円

借 入 日: 平成18年5月31日

(単位:円)

年度	期間		日数	利率	未償還元金	償還所要額		
	スタート	エンド				元金	利金	計
19	H18.5.31	H19.5.31	366	1.825%	1,441,000,000	0	26,370,300	26,370,300
20	H19.6.1	H20.5.31	366	1.825%	1,441,000,000	0	26,370,300	26,370,300
21	H20.6.1	H21.5.31	365	1.825%	1,441,000,000	0	26,298,250	26,298,250
22	H21.6.1	H22.5.31	365	1.825%	1,237,000,000	204,000,000	26,298,250	230,298,250
23	H22.6.1	H23.5.31	365	1.825%	1,033,000,000	204,000,000	22,575,250	226,575,250
24	H23.6.1	H24.5.31	366	1.825%	829,000,000	204,000,000	18,903,900	222,903,900
25	H24.6.1	H25.5.31	365	1.825%	625,000,000	204,000,000	15,129,250	219,129,250
26	H25.6.1	H26.5.31	365	1.825%	421,000,000	204,000,000	11,406,250	215,406,250
27	H26.6.1	H27.5.31	365	1.825%	217,000,000	204,000,000	7,683,250	211,683,250
28	H27.6.1	H28.5.31	366	1.825%	0	217,000,000	3,971,100	220,971,100
合 計						1,441,000,000	185,006,100	1,626,006,100



平成 18 年 5 月 29 日

特約書 (フローア付ローン用)

株式会社三菱東京UFJ銀行 御中

本人(借主) 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋市長 松原武久 印

名古屋市(以下、「甲」という)は、平成 18 年 5 月 31 日付の借用証書(以下、「原契約」という)による株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、「乙」という)からの金額1,441,000,000円の金銭の借り入れ(以下、「本債務」という)について、下記の通り特約します。

記

第1条 本特約書における用語の定義

本特約書において、次の各項に定める用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとします。

- (1) 金利期間 : 前回利息支払日(ただし初回は借入日)を初日とし、次回利息支払日(ただし最終回は最終返済日)を最終日とする期間。
- (2) 銀行営業日 : 東京において銀行が営業を行いかつ銀行間市場が開かれている日。
- (3) 変動金利 : 各金利期間初日の2銀行営業日前の全国銀行協会が全銀協日本円TIBOR公表要領に基づき公表する12ヶ月金利とします。ただし、この日本円TIBORが全国銀行協会から公表されない場合は、乙の合理的に定める金利を変動金利として適用します。また、小数点第5位未満は四捨五入するものとします。

第2条 利率

本債務の利率は、原契約の定めにかかわらず、以下に定める通りとします。

- (1) 初回金利期間
: 1.82500%(年率)
- (2) 2回目以降の各金利期間
 - (ア) 「変動金利<2.00000%(年率)」の場合
: 1.82500%(年率)
 - (イ) 「2.00000%(年率)≤変動金利」の場合
: 変動金利-0.17500%(年率)

第3条 利息の支払方法

各金利期間最終日に、各金利期間について上記第2条により決定された利率で365日の日割計算により算出された利息を、本債務と同一通貨で支払います。ただし、小数点以下を切り捨てるものとします。利息の計算に当たっては、初回金利期間のみ金利期間初日と金利期間最終日を含むものとし、それ以降の金利期間については金利期間初日を含まず金利期間最終日を含むものとします。

第4条 損害金の支払方法

原契約の定めにかかわらず、元利金の弁済が遅れたときは、遅延している元金に対し年14%（1年を365日とする日割で計算）による損害金を支払うものとします。

第5条 休日指定方法

原契約の定めにかかわらず、元金返済日または利息支払日が銀行営業日でない場合は、前銀行営業日を元金返済日または利息支払日とします。

第6条 期限前弁済

本債務については、期限前に一括または一部繰上げ（内入れ）弁済いたしません。

ただし、例外的に乙がやむを得ないと認めた場合に限り、上記弁済によって乙が被る損害を清算金として支払うことにより期限前に弁済できるものとします。この場合の清算金とは、弁済がなかったなら存続したであろう残存期間につき、乙が代替の契約（乙が責任ある相手方として任意に選択する第三者を甲の代わりの相手方とする、本契約と同条件の契約）を締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な一切の手数料、費用および相手方に支払うべき金額（資金取引その他本債務を組成するために必要な取引の組み合わせおよび乙が当該取引に関して行ったヘッジ取引等にかかるものを含む）を意味するものとします。

この清算金の算出については乙の定める計算方法に従うものとし、乙の請求あり次第直ちに支払うものとしますが、当該清算金が零より小さい場合には清算金は生じないものとします。

第7条 貸付実行中止及び期限の利益喪失の場合の補償

甲の責に帰すべき事由により貸付の実行が中止になった場合、または銀行取引約定書第5条に定める事由に基づき本債務の期限の利益が失われた場合には、これにより、乙に損害が発生するときは、甲は本債務のほかに清算金を支払うものとします。この場合の清算金とは、かかる貸付実行中止や期限の利益の喪失がなかったならば存続したであろう本来の契約期間または残存期間につき、乙が代替の契約

（乙が責任ある契約相手方として任意に選択する第三者を甲の代わりの相手方とする、本契約と同条件の契約）を締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な一切の手数料、費用および相手方に支払うべき金額（資金取引その他本債務を組成するために必要な取引の組み合わせおよび乙が当該取引に関して行ったヘッジ取引等にかかるものを含む）を意味するものとします。

この清算金の算出については乙の定める計算方法に従うものとし、乙の請求あり次第直ちに支払うものとしますが、当該清算金が零より小さい場合には清算金は生じないものとします。

なお、合理的な理由のある場合は、乙は期限の利益喪失日と異なる日をもって、損害額の算出の基準日とすることができます。

第8条 相殺

乙が、上記第6条および第7条の規定により甲が乙に支払うべき清算金等と、甲の乙に対する預金その他の債権とを相殺する際には、銀行取引約定書第7条の規定を適用するものとします。

銀行使用欄

200605290032

検 印	印鑑照合	実 施

市場性取引に係る確認書

平成18年5月29日

株式会社三菱東京UFJ銀行 御中

住所 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

法人名 名古屋市
名古屋市長 松原 武久

貴行と当市との間の平成18年5月29日付のフロー付ローンに
関して、当市は当該取引の内容及び取引に内包されているリスクについて貴行から
十分な説明を受け、且つ自ら検討を行い十分に認識・了解しております。当市は当該
取引にかかわるリスクについてこれを負担する十分な資力及び能力を有することを確認します。

また、当該取引は当市の目的の範囲内の業務ないし事業であり、且つ市
にかかわる法律及び当市の規則及びその他内部規程上必要とされる手続を全て
経ており、かかる法律、規則及び内部規程上のその他制約に違反していないことを確認します。

以 上

(銀行使用欄)

検 印	実 施 (印鑑照合)



18財資第24-2号
平成18年5月29日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
代表取締役頭取 畔柳 信雄 様

名古屋市
名古屋市長 松原 武久

平成17年度観光その他事業（勅使ヶ池墓地公園事業）の借入申込について

観光その他事業（勅使ヶ池墓地公園事業）について、下記のとおり貴行資金を借入いたしたく申し込めますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 借入金額 金408,000,000円
- 2 借入事業 勅使ヶ池墓地公園事業
- 3 借入日 平成18年5月31日
- 4 借入方法 証書借入
- 5 借入条件
 - (1) 利 率 初回 年 1.825%
ただし、利率の定めは平成18年5月29日特約書第2条に基づく。
 - (2) 償還期限 10年（うち3年据置）
 - (3) 償還方法 償還年次表によるものとし、繰上償還については行わないものとする。元利払日は、毎年3月31日とし、初回利払日は平成19年3月30日、最終元利払日は平成28年3月31日とする。支払日が銀行休業日にあたる時は、その前日とする。

元利金償還年次表

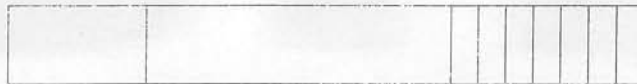
使 途: 平成17年度勅使ヶ池墓地公園事業

借入総額: 408百万円

借 入 日: 平成18年5月31日

(単位:円)

年度	期間		日数	利率	未償還元金	償還所要額		
	スタート	エンド				元金	利金	計
18	H18.5.31	H19.3.31	305	1.825%	408,000,000	0	6,222,000	6,222,000
19	H19.4.1	H20.3.31	366	1.825%	408,000,000	0	7,466,400	7,466,400
20	H20.4.1	H21.3.31	365	1.825%	408,000,000	0	7,446,000	7,446,000
21	H21.4.1	H22.3.31	365	1.825%	350,000,000	58,000,000	7,446,000	65,446,000
22	H22.4.1	H23.3.31	365	1.825%	292,000,000	58,000,000	6,387,500	64,387,500
23	H23.4.1	H24.3.31	366	1.825%	234,000,000	58,000,000	5,343,600	63,343,600
24	H24.4.1	H25.3.31	365	1.825%	176,000,000	58,000,000	4,270,500	62,270,500
25	H25.4.1	H26.3.31	365	1.825%	118,000,000	58,000,000	3,212,000	61,212,000
26	H26.4.1	H27.3.31	365	1.825%	60,000,000	58,000,000	2,153,500	60,153,500
27	H27.4.1	H28.3.31	366	1.825%	0	60,000,000	1,098,000	61,098,000
合 計						408,000,000	51,045,500	459,045,500



特約書
(フローア付ローン用)

本人（借主）住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋市長 松原武久 印

記

- (1) 金利期間 : 前回利息支払日(ただし初回は借入日)を初日とし、次回利息支払日(ただし最終回は最終返済日)を最終日とする期間。
- (2) 銀行営業日 : 東京において銀行が営業を行いかつ銀行間市場が開かれている日。
- (3) 変動金利 : 各金利期間初日の2銀行営業日前の全国銀行協会が全銀協日本円TIBOR公表要領に基づき公表する12ヶ月金利とします。ただし、この日本円TIBORが全国銀行協会から公表されない場合は、乙の合理的に定める金利を変動金利として適用します。また、小数点第5位未満は四捨五入するものとします。

本債務の利率は、原契約の定めにかかわらず、以下に定める通りとします。

- (1) 初回金利期間
： 1. 82500% (年率)
- (2) 2回目以降の各金利期間
(ア) 「変動金利<2. 00000% (年率)」の場合
： 1. 82500% (年率)
(イ) 「2. 00000% (年率) ≤ 変動金利」の場合
： 変動金利 - 0. 17500% (年率)

各金利期間最終日に、各金利期間について上記第2条により決定された利率で365日の日割計算により算出された利息を、本債務と同一通貨で支払います。ただし、小数点以下を切り捨てるものとします。利息の計算に当たっては、初回金利期間のみ金利期間初日と金利期間最終日を含むものとし、それ以降の金利期間については金利期間初日を含まず金利期間最終日を含むものとします。

市場性取引に係る確認書

平成18年5月29日

株式会社三菱東京UFJ銀行 御中

住所 名古屋市中区三の丸
三丁目1番1号

法人名 名古屋市
名古屋市長 松原 武久

貴行と当市との間の平成18年5月29日付のフローア付ローンに
関して、当市は当該取引の内容及び取引に内包されているリスクについて貴行から
十分な説明を受け、且つ自ら検討を行い十分に認識・了解しております。当市は当該
取引にかかわるリスクについてこれを負担する十分な資力及び能力を有することを確認します。

また、当該取引は当市の目的の範囲内の業務ないし事業であり、且つ市
にかかわる法律及び当市の規則及びその他内部規程上必要とされる手続を全て
経ており、かかる法律、規則及び内部規程上のその他制約に違反していないことを確認します。

以 上

(銀行使用欄)

検 印	実 施 (印鑑照合)

(案2)

借 用 証 書

平成18年5月31日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
代表取締役頭取 畔柳 信雄 様

名古屋市
名古屋市長 松 原 武 久

借入金額 金 1,441,000,000円也

上記金額を下記に定める借入条件をもって借用しました。
ついては借入条件を厳守のうえ元利金は相違なく支払います。

記

- 1 資金年度 平成17年度
- 2 借入目的 一般公共事業費に充当する。
- 3 利 率 初回 年 1.825%
ただし、利率の定めは平成18年5月29日の特約書第2条に基づく。
- 4 償還方法 償還年次表によるものとし、繰上償還については行わないものとする。
ただし、償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前日に繰上げて償還する。
- 5 利息支払
方 法 利息は、毎年5月31日に年分を支払う。
ただし、初回利払日は平成19年5月31日、最終利払日は平成28年5月31日とする。
支払日が銀行休業日にあたる時は、その前日に繰上げて支払う。
- 6 元 利 金
支払場所 株式会社 三菱東京UFJ銀行 東海公務部

借 用 証 書

平成18年5月31日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
代表取締役頭取 畔柳 信雄 様

名古屋市
名古屋市長 松 原 武 久

借入金額 金408,000,000円也

上記金額を下記に定める借入条件をもって借用しました。
ついては借入条件を厳守のうえ元利金は相違なく支払います。

記

- 1 資金年度 平成17年度
- 2 借入目的 勅使ヶ池墓地公園事業に充当する。
- 3 利 率 初回 年 1.825%
ただし、利率の定めは平成18年5月29日の特約書第2条に基づく。
- 4 償還方法 償還年次表によるものとし、繰上償還については行わないものとする。
ただし、償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前日に繰上げて償還する。
- 5 利息支払
方 法 利息は、借入の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月31日にその日までの年分を支払う。
ただし、初回利払日は平成19年3月30日とし、初回利息は、初回利払日までの日割りをもってこれを計算する。
支払日が銀行休業日にあたる時は、その前日に繰上げて支払う。
- 6 元 利 金
支払場所 株式会社 三菱東京UFJ銀行 東海公務部